



思いやり駐車場

（島根県身体障がい者等用駐車場利用証制度）

島根県では、身体に障がいや難病のある方や高齢等で歩行が困難な方、妊産婦の方、けがや病気等により一時的に歩行困難な方に対して利用証を交付することで、駐車場を利用できる人を明らかにし、駐車スペースを確保する「島根県身体障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：思いやり駐車場制度）」を実施しています。

- **利用証の交付を受けられることができる方**

歩行が困難な方（詳しくは、裏面をご覧ください）

- **利用できる駐車場**

島根県と協定を締結している施設の駐車場区画

※類似の制度を実施している全国42府県1市（R6.9.1 現在）で相互利用できます。

- **申請に必要なもの**

- ・ 申請書
- ・ 添付書類（裏面をご覧ください）

※郵送による申請の場合は、180円分の切手を貼った返信用封筒（角型2号）に、申請者の郵便番号・住所・氏名を記載して同封してください。

- **申請・問い合わせ先**

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

県庁第二分庁舎1階

島根県障がい福祉課計画推進係

電話：0852-22-6526

FAX：0852-22-6687

利用証の有効期間と交付を受けることができる方

1. 有効期間（交付対象者としての基準に該当しなくなるまでの期間）

●身体障がいにより歩行困難な方（身体障害者手帳）

| 障害区分 | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|-----------------------------|------|----|----|----|----|----|----|
| 視覚障害 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 聴覚障害 | | | ○ | ○ | | | |
| 平衡機能障害 | | | | ○ | | ○ | |
| 音声機能・言語機能又は咀嚼機能の障害 | | | | | | | |
| 上肢不自由 | | ○ | ○ | | | | |
| 下肢不自由 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 体幹不自由 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障害 | 上肢機能 | ○ | ○ | | | | |
| | 移動機能 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 心臓機能障害 | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 腎臓機能障害 | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 呼吸機能障害 | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 膀胱又は直腸の機能障害 | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 小腸機能障害 | | ○ | | ○ | ○ | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 肝臓機能障害 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

●知的障がいにより歩行困難な方（療育手帳の障害区分が「A」）

●精神障がいにより歩行困難な方（精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」）

●高齢により歩行困難な方（要介護状態区分が「要支援1」以上の方）

●難病により歩行困難な方（特定疾患医療受給者）（小児慢性特定疾患医療受給者）

添付書類：手帳、受給者証等の写し（住所・氏名・障がい（等級）・病名等がわかるページ）

2. 有効期間：分娩（予定）日から1年間

●妊産婦の方（母子手帳、妊娠7ヶ月から産後1年間）

ただし、妊娠初期でひどいつわり等により歩行困難である方は、診断書により医師が必要と認めた期間

添付書類：母子手帳の写し（住所・氏名・分娩予定日がわかるページ）

3. 有効期間：医師が必要と認めた期間（最大1年間）

●けがや病気等で歩行困難である方

添付書類：診断書の写し（病名・歩行が困難であること・歩行が困難な期間が書いてあること）